



労働政策研究報告書 No. 62

サマリー 2006

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

諸外国における年少労働者の
深夜業の実態についての研究

－演劇子役等に従事する児童の労働の実態－

『諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究
—演劇子役等に従事する児童の労働の実態—』 サマリー

執筆担当者

氏名	所属
かまた こういち 鎌田 耕一	東洋大学 法学部 教授（主査）
ありた けんじ 有田 謙司	専修大学 法学部 教授
ながの ひでお 永野 秀雄	法政大学 人間環境学部 教授
みずの けいこ 水野 圭子	法政大学 講師
のむら かすみ 野村 かすみ	労働政策研究・研修機構 主任調査員
ひぐち ひでお 樋口 英夫	労働政策研究・研修機構 調査員
たかはた まさと 高畑 正人	労働政策研究・研修機構 調査員
よしはら ゆきこ 吉原 夕紀子	労働政策研究・研修機構 調査員

研究期間

平成17年4月～平成18年3月

調査研究の目的と方法

1. 調査研究の目的

本研究の目的は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおける年少労働者保護の法制度及びその実態について、文献及び現地でのヒアリングをもとに調査することである。特に、演劇、オペラ、ミュージカル、テレビ番組製作、映画製作、モデル撮影等のメディア・文化領域において子役として就労している児童（各国において規定の仕方は異なるが、ここでは単に「演劇子役等」という。）に対する労働保護規制の在り方、法規の運用と、就労実態及び健康、教育、財産管理などへの影響について調査した。

2. 調査研究の背景

本研究の背景には、平成16年、演劇子役等の就労可能時間の限度が、これまでの午後8時から午後9時までで延長されたことがある。演劇子役の就労可能時間については、「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、労働基準法に基づく告示によって、午後9時まで可能となった。この閣議決定では、就労可能時間を延長するに当たり「健康、福祉等への影響に留意すること」を求めており、演劇子役等の就労に当たっての保護と配慮を重要視するよう注意を促している。

そこで、厚生労働省から独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）に対して、演劇子役等の健康、福祉等への影響について、諸外国の実態を調査するよう要請があり、

当機構において「諸外国における年少労働者の深夜業についての実態調査」として、平成17年4月に調査研究を開始した。

3. 調査研究の課題

我が国では、労働基準法が、演劇子役等の「最低年齢」、「労働契約の締結」及び「賃金」、「就労時間」等への規制に関して規定している。演劇子役等の就労については、労働基準法の定め以外にも児童福祉法、学校教育法等の適用による保護に基づき、家庭、劇場等使用者、学校との連携の中で健全な発育が阻害されることがないように十分な注意の下で行われなければならない。しかし、このような演劇子役等に対する就労の実態及び健康・福祉等への影響については、これまで十分な調査は行われていない。

本研究では、諸外国において、演劇子役等の健康、福祉及び教育等を考慮して、年少者・児童に対していかなる労働保護規制を講じているか、その運用の実態、また、児童の健康管理と健やかな成長及び教育の充実を図るためにどのような施策が講じられているかについて調査することにより、我が国にとっての示唆を得ることとした。

4. 調査研究の方法

本研究はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4か国を調査対象国としている。フランスとドイツは、ヨーロッパ大陸国として法制面において共通点を有し、特に、年少労働者保護に関するEU指令（1994年6月22日EC公報Nr.216p.12）の影響を色濃く有している。これに対して、イギリスは、EU加盟国の一つであるが、フランス、ドイツとは労働法制においていくつかの点で異なった原理が支配している国である。さらに、アメリカは、ヨーロッパとかなり異なった独自の法制を展開している国であるが、演劇子役等を用いた娯楽産業が最も発達していることから、本研究にとって重要な位置を占めている。

本研究の内容は、大きくは法制面の調査研究と、実態面の調査研究の2つに分かれる。法制面については、さらに、18歳未満の年少労働者を対象とした保護規制と演劇子役等の就労に係る法制とに分かれる。実態面の研究では、主に演劇子役等を対象として、法律の運用・監督及び就労の実態、そして就労が演劇子役等の健康、教育、財産管理等に及ぼす影響について調査している。

5. 報告書の構成

本報告書は、総論に続いて、各国別の比較表、各国の法制面についての報告（第1部）、そして各国の実態面についての報告（第2部）から構成される。

4 か国の比較調査研究の成果（要点）

4 か国の法制面の特徴については、報告書本文にかなり詳細な比較表を掲載しているが、ここでは、研究成果の要点について国ごとに若干の指摘を行う。

1. 年少者・演劇子役等の労働保護に係る法規制及びその履行確保のシステムと実態

(1) アメリカ

アメリカでは、連邦法として労働基準を規定している公正労働基準法と、各州法との重層的規制構造がとられている。公正労働基準法は、一般の未成年者に対する労働保護を規定しているが、演劇子役等は適用除外としている。このため、演劇子役等については、州法による規制が重要な意義を持っており、各州法は公正労働基準法に加えて、独自の未成年者労働保護法制を構築している場合が多い。

(2) イギリス

イギリスの児童・年少者の雇用に関する法規制は複数の法令に散在しており、従来から、整合性・一貫性の欠如が指摘されている。1973年に児童雇用法が制定されたが、同法は未だ施行を見ておらず、整合性・一貫性のない状況は今日も続いている。また運用面においても、監督行政機関の間で対応に相当の違いがあると指摘されている。

イギリスでは、「親代わり」に演劇子役等に付き添う監護者という制度が大きな役割を果たしている。監護者は、就労現場での児童の世話や、法令違反の監視を行い、児童の福祉について責任を負う者であり、活動するためには、地方教育当局の承認又はライセンスを取得することが義務付けられている。

(3) ドイツ

ドイツの年少者労働保護法制は、1837年のプロイセンの児童労働に関する規則に由来し、現在では、1976年に制定された年少労働者保護法が年少者・児童の労働保護を規定している。同法は15歳未満の児童の就労を禁止し、15歳以上18歳未満の年少者の労働時間を1日8時間、週40時間に制限し、午後8時から午前6時までの間の深夜労働を禁止している。

(4) フランス

フランスの年少者や演劇子役等に対する労働法規制としては、1990年7月22日法によって、児童就労を認める条件とその手続き等についての諸規定が定められている。

フランスではスペクタクル（生の興行）に従事する児童とモデル（広告・ファッションショー等のモデル）に従事する児童とでは異なる法的規定を有しており、労働条件の違反が生じやすいモデル業務に対して特に厳しい規制を敷いている点に特徴がある。児童の就労許可は、特別に組織された「許可委員会」が出すが、許可後の監督は労働監督官が行う。労働監督官は撮影現場に出向き、申請内容の遵守状況をチェックする。総じ

て、労働監督官による監査が行き届いており、児童保護が行政主導で実現されている。

2. 就労最低年齢

(1) アメリカ

連邦、カリフォルニア州、ニューヨーク州ともに原則として14歳以上である。娯楽産業の場合は、生後15日以上で許可書を得た場合に働くことが可能である。

(2) イギリス

原則として満14歳以上であるが、演劇子役等については、演劇、バレエ等の実演の場合、特別の許可を得ることで14歳未満の児童の就労が可能となる。

(3) ドイツ

15歳未満の者（児童）及び全日制就学義務の下にある年少者（18歳未満）の就労は禁止。演劇子役等については、演劇等の実演の場合は6歳以上、それ以外のテレビ番組・映画製作等の実演については3歳以上であれば、監督官庁の特別許可が必要であるが就労可能。

(4) フランス

16歳未満の児童の就労は原則として禁止。演劇子役等では、生後3か月から許可申請が可能となるが、生の興行の場合には、9歳以上とされる。

3. 演劇子役等の就労許可手続

(1) アメリカ

カリフォルニア州では、娯楽産業に児童が従事するためには、児童の労働許可書（児童が取得。）と児童を使用する雇用主（使用者）が取得する使用許可書の2種類の許可が必要である。一方、ニューヨーク州では、18歳未満の実演家は、業務の開始前に、労働局長官が発行する児童実演家労働許可書を取得し所持しなければならない。

(2) イギリス

許可申請は、使用者が書面で、事前に地方教育当局に対して行う。この許可を得た場合を除き、児童は、特定の実演に参加してはならない。また、実費以外に報酬が当該児童等に支払われる場合には、許可なく運動競技やモデルの仕事に参加してはならない。

14歳未満の児童を就労させる場合には、実演が当該年齢の児童により行う必要がある旨の宣言書が別途必要である。地方教育当局は、判断に必要な書類の提出を求め、申請者等に尋問することができる。

(3) ドイツ

児童を使用する事業主は、舞台での興行、音楽会、テレビ番組・映画製作等の「催し」に15歳未満の児童を就労させるためには、書面により、州の監督官庁の特別許可を事前にかつ個別に受けなければならない。各州の管轄下にある監督官庁は、申請書の提出

を受け、法定の許可基準に従って審査した上で許可を与える。

(4) フランス

16歳未満の児童をスペクタクルに従事させ、又はモデルとして就労させる場合、事前にかつ個別に許可委員会の許可を必要とする。許可手続はスペクタクルとモデルで異なっている。

4. 演劇子役等の労働時間と就労可能時間（深夜業の禁止）

(1) アメリカ

娯楽産業における未成年者は、カリフォルニア州の場合、1日に8時間以上、1週間に48時間以上の就労はできない。就労可能な時間帯は、原則として朝5時から午後10時までである。翌日に学校がない日には、夜0時30分まで延長できる場合がある。また、労働局長官が認めた場合には、8歳以上18歳未満の未成年者は、授業日前日でも午後10時を過ぎて、最大限深夜0時まで就労することができる場合がある。なおこの規制に加え、生後15日以上18歳未満の未成年者を年齢別に6つに区分し、総労働時間数、就労可能時間帯及び学習・休憩・リクリエーションのための時間についての定めがある。労働時間のみならず、職場での滞在時間も規制している点に特徴がある。

(2) イギリス

労働時間（1日に3時間30分が限度）のみならず、実演等の回数、拘束時間が規制され、その間の夜間労働は禁止されている。規制は、①生の実演と、②放送又は記録される実演とに分けられる。①の場合、深夜業は、13歳未満では午後10時、13歳以上では午後10時30分又は自分の役又は最後の実演等の終了後30分のいずれか早い方の時間から、翌朝午前10時までの間は禁止されている。②の場合は、児童の年齢に応じ、1日につき実演等に参加できる合計時間の上限（最短で2時間、最長で4時間）、就労可能時間帯と拘束時間が定められている。

(3) ドイツ

使用者は、①舞台興行では、6歳以上の児童を、1日4時間を上限として午前10時から午後11時までの間に、②その他の催しでは、3歳以上6歳未満の児童を、1日2時間を上限として午前8時から午後5時までの間に、6歳以上の児童を、1日3時間を上限として午前8時から午後10時までの間に就労させることができる。

(4) フランス

メディア、文化領域で働く児童の労働時間は年齢別で規制され、また、継続して労働してよい時間（最長で3時間）と、1日の最長労働時間（最長で7時間）も年齢別に定められている。スペクタクルの深夜業の時間帯は、16歳以上18歳未満の年少者では

午後10時から午前6時までの間である。労働監督官の同意が得られれば、16歳未満でも生の興行に限り深夜業の就労が可能であるが、その時間帯は、午後8時から午前6時までの間である。モデルについては、16歳未満の児童には深夜業は認められない。

5. 演劇子役等の教育面への影響、演劇子役等の収入などの財産管理

演劇子役等の就労に際しての教育への影響は、基本的に、演劇子役等の就労許可手続のなかで審査される。ここでは、就労一般が演劇子役等に及ぼす影響と演劇子役等の報酬を含めた財産管理について本研究の成果を示す。

(1) アメリカ

【教育】 カリフォルニア州では、演劇子役等に対して、州規定において特別な制度（スタジオ教員）が設けられている。一定の要件の下で、学校が欠席を認めた場合、生徒は、欠席期間中、労働局長官から資格を与えられたスタジオ教員により教育を受けなければならない。ニューヨーク州には、スタジオ教員の制度は設けられていない。

【財産管理】 カリフォルニア州のクーガン法は、使用者は、雇用開始後180日以内に親権者等が設定したクーガン信託口座が利用できない場合には、児童の総収入額の支払のうち15%をアメリカ俳優基金の特別口座に預金する義務を負う、と定めている。

(2) イギリス

【教育】 演劇子役等の就労の可否を判断する基準の一つに、「児童の教育が損なわれることのないよう手立てを講じること」がある。申請者は、そのための具体的手立て（長期間のミュージカルに児童が出演する場合には、個人教授を付ける等）を示し、それについて児童が通う学校長の同意を得るべきものとされ、その後、地方教育当局がその手立てが十分なものであるかを判断する。

監護者は、児童の福祉の確保のために設けられており、全ての時間において児童の福祉に責任を持つ。監護者は実演等の休止時間に児童の食事・休憩時の世話や、遊び相手をする。また監護者は、実演等の時間が法定の時間を超えないよう監督する。

【財産管理】 1968年児童（実演）規則では、地方教育当局は、必要な場合には、実演に関して児童が得た報酬の全部又は一部について、地方教育当局の認めた方法で扱われるよう保証することを許可の保有者に対し求める、という条件を付したうえで許可を出すことができると定めている。

(3) ドイツ

【教育】 一般に、映画撮影では数日間撮影が続くため、学習進度に支障が出ることもあるが、NRW（ノルトラインヴェストファーレン）州では、演劇子役等の就労日数が一定以上の場合、使用者はメディア・教育専門家を演劇子役等に付けなければならない。当

該専門家は、台本を教育的観点から評価するほか、家庭や社会環境、学業、児童の適性を総合的に考慮し、必要に応じて学校や監督官庁と協議を行うほか、許可申請の前に出演計画書を作成して製作会社に提出する。

【財産管理】 児童の報酬管理について特別の制度はなく、親権者が児童の財産を管理する。児童の収入に依存して生活する親もおり、親の財産管理に問題がある場合には、州青少年局が親に代わって財産を管理することもある。

(4) フランス

【教育】 1987年制定の教育基本法を根拠とする義務教育課程は、履修方法を各学校の自由な裁量に任せているが、児童のカリキュラム修得に関しては厳しい義務を課している。そのため落第する児童も多い。そういった中、芸術専門教育と国民一般教育を同時に施しているパリの国立オペラ座付属バレエ学校や演劇等子役等の児童が通学するロニョニ小中学校では、学業の修得、健康管理、家庭との連携に力を入れるなど手厚いサポートによる学内体制を整備し、芸術専門教育と一般教育のバランスを図ることで高いレベルでの教育を実現している。

【財産管理】 児童のスペクタクル就労許可委員会は、18歳未満の未成年者に対して支払われる報酬のうち、保護者が受け取り、自由に処分できる割合を決定することができる。残額は、児童本人の名義で開設される「預金供託金庫」に送金され、18歳の成人に達するまで預金される。

調査研究成果からの示唆

1. 法制、その運用及び実効性確保の体制

演劇子役等の就労規制については、各国の法制は、児童就労の最低年齢を定めながら、娯楽産業における児童の就労を個別許可（一部には包括的許可）の下で認めている。

許可手続について、アメリカとその他の調査対象国では大きく異なる。アメリカでは、娯楽産業に従事するために、使用者の使用許可書の他に児童が労働許可書を取得しなければならない（許可申請は親又は後見人が行う）。使用許可書が無期限で継続的に用いられるのに対し、労働許可書は、就労する実演単位で取得し、また、申請手続きにおいて学業成績などが審理されることからみると、重点は児童が取得する労働許可書にあると思われる。

これに対して、他の3つの調査対象国では、許可申請は、児童を雇用する使用者が、児童が従事する実演ごとに行い、許可は使用者に対して発給される。

両者の違いは、アメリカでは、児童が労働者として就業していない場合を含めて規制しているのに対して、他の国は、年少労働者（換言すれば、使用者が演劇子役等を労働者として使用する場合に限定して）の保護というコンセプトに立っていることから生じていると思われる。

演劇子役等の職種としては、舞台での出演（演劇、オペラ、ミュージカル）、音楽会（コンサート、合唱等）、テレビ・ラジオ番組の収録、映画撮影、モデルとしてのパフォーマンスなど、メディア・文化領域における職種全体に及ぶ。

許可手続においては、①演劇子役等の就労条件、②演劇子役等の安全・健康への影響、③学習進度への影響、④児童の福祉（児童にふさわしい演目内容であるかどうかなど）、⑤世話人（ドイツ）又は監護者（イギリス）の帯同がチェックされる。

許可申請に際しては、各国で多少の違いがあるが、親又は後見人の就労同意書、児童の年齢を証明する文書、児童が通学する学校長等の同意書、児童が出演する演目・興行の内容及び児童の役柄等を示す文書（例えば脚本）等の提出が求められる。

許可を発給する機関は、各国で様々である。ドイツは州の営業監督署又は労働保護監督署などの労働行政機関（監督官庁）であり、フランスでは、地方行政の各機関と労働監督官などから組織される「許可委員会」であり、イギリスは地方教育当局である。

各国の行政組織の在り方と密接に関連しており、どれが最適かは一概にいえませんが、いずれにしても、許可手続において、医師、学校関係者、青少年局等の年少者保護機関といった専門家の同意を求めるなどして、当該児童の教育、健康、福祉、家庭環境などの個別的事情を詳しく調査している。

演劇子役等の就労に係る法の運用状況については、調査対象国においては、概ね法規が遵守されているという評価がなされている。とくに、フランスの法制及びその運用は成功しているようである。しかし、その他の国では、法運用の監督体制に不備がある旨の指摘があり、問題なしとしない。

問題点は2つあるものと考察される。

第一は、許可発給機関が地方レベルの機関であることから、全国的に統一された対応がなされておらず、そのために混乱が生じていることである。ドイツでは、義務教育期間が州によって異なっているので、許可を発給する監督官庁は演劇子役等が住んでいる州の学校教育制度を認識したうえで許可を発給することになる。イギリスでも地方教育当局が作成する許可発給の基準に統一性が欠けている。

第二に、許可発給後の演劇子役等の就労の監督・実効性確保の体制に問題がみられることである。イギリスでは、地方教育当局自体には違反に対する制裁の執行権限がないために、迅速な執行ができない。また、アメリカ、イギリス、ドイツでは、監督機関の担当者の人員不足のために、監督が十分なされていないと指摘されている。

この点で、監督体制を補完する活動が注目される。具体的には、イギリスにおける監護者、アメリカ・カリフォルニア州のスタジオ教員、ドイツ NRW 州におけるメディア・教育専門家の存在が注目される。

2. 演劇子役等の労働保護規制

各国の演劇子役等の労働保護規制から示唆を受ける点としては、規制内容のきめ細かさがある。アメリカ、イギリス、フランスの法制は、児童の健康を維持し、教育面で学習進度に配慮し、福祉面の向上を図るため、演劇子役等の年齢に応じて労働時間をきめ細かく規制している。

我が国の演劇子役等の労働時間等の規制は、年少者（15歳以上18歳未満）の労働時間規制の一部を修正して適用しているが、調査対象国では、演劇子役等について特別の規制を設けており、そのきめ細かな規制内容は、我が国における演劇子役等の労働保護規制のあり方を考えるに当たって、参考となるように思われる。

演劇子役等の就労可能時間帯（深夜労働）については、対象国は、就労可能時間の上限を概ね午後10時ないし深夜0時としている。

もっとも、実際の就労時間の上限は、演目の内容、児童の年齢や健康・精神状態、児童の意向等を総合的に考慮して、規定の上限の範囲内で、許可を行う機関がケースバイケースで決定している。

深夜までの就労が児童の健康、教育面でいかなる影響を及ぼしているかについては、基本的に翌日の学校の授業がある場合には、児童にとって負担があるという認識がなされているように思われる。劇場を出て自宅に到着するまでの時間を考えると、深夜0時を過ぎる場合もあるからである。

就労時間が深夜に及ぶ場合、各国の法制は何らかの措置を講ずるよう命じている。例えば、終業後自宅又はホテルまでの送り迎えが必要とされていたり、往復の付添人を規則で定めたり、監督官庁が許可を発給する際に付添人を許可条件とすることなどがみられる。

なお、イギリス、フランス、ドイツでは、「休息期間」という考えを導入している。休息期間というのは、労働終了後次の労働開始までに必ず一定時間を置かなければならないという考えであり、例えば、ドイツでは児童について14時間を置かなければならない。これによって、就労可能時間は実質的に制限される。

舞台での興行に従事する児童の場合と、テレビ番組・映画製作に従事する児童の場合とでは事情が異なる。フランスのように、深夜労働については、許可は生の興行に限定され、テレビ番組・映画製作など録画・録音するものは、深夜業の申請の対象とならないとする例もある。

テレビ番組・映画製作で問題となるのは、むしろ、①撮影場所での滞在時間（拘束時間）の長さ、②就労日数の長さである。この点では、アメリカ・カリフォルニア州、イギリス、ドイツ、フランスでは、実労働時間のみならず休憩時間を含めた職場での滞在時間（拘束時間）について上限規制が加えられている。また、年間単位で就労できる日数を制限している。

3. 演劇子役等の健康管理、教育への配慮と演劇子役等の財産管理

【健康管理】

演劇子役等の健康は、就労前の許可手続（許可発給）の段階と就労開始後の段階で管理されている。

許可発給段階の健康管理として、医師による健康診断（又は健康診断書の提出）が必要とされる。健康診断の目的は、国によって異なり、ドイツのように児童が当該出演業務に従事しうることだけをチェックするものから、フランスのように当該児童が短期的・将来的に健全に成長できるかをチェックするものもある。

就労開始後の児童の健康管理は、基本的に付添人である親と使用者に委ねられることになる。しかしヒアリングにおいてたびたび指摘されたが、使用者は撮影時間を多めに確保しようとし、親は使用者の意向に従う傾向にある。使用者と親とのこうした関係を考えると、行政機関による監督は不可欠である。しかし、突発的に体調が悪化する場合に監督官庁が適時に対応することは事実上困難であり、就労現場で児童に付き添っている監護者、メディア・教育専門家の意義が増すこととなろう。

【教育】

教育面での影響に関しては、実演が1～2日といった短期の場合はあまり問題がないようである。しかし、就労が長期にわたる場合には、教育面での悪影響が避けられない。そこで、何らかの教育的な措置が必要となる。

演劇・ミュージカル等への出演の場合には、児童が演ずる役に複数の児童（ダブルキャスト）を当てるなどして、負担の軽減が図られている。もっとも、興行が長期にわたる場合には相当な負担となる。

テレビのシリーズ番組や映画撮影においては、主役級の児童は長期にわたり実演することになる。就労期間が当初予定ではそれほど長くなくても、撮影スケジュールが長引き、就労期間が延長されることも少なくないようである。

一部の国では、児童の教育面への配慮のために何らかの制度を考案している。この点で、アメリカ・カリフォルニア州が、学校の学期中に休んで子役として働く場合に児童の就業場所にスタジオ教員を配置するよう使用者に義務づけていることや、イギリスのように、許可申請の際、教育面で必要かつ適切な様々な措置（その一つとして「個人教授」をつけることがある）を使用者に提示させ、地方教育当局がこの措置が十分であるかを判断して許可を発給していることは注目すべきである。

【財産管理】

演劇子役等が得た収入が親によって費消されるという問題が指摘されている。これに対する各国の対応は異なっている。

アメリカ・カリフォルニア州は、クーガン法により演劇子役等の収入管理について特

別な信託制度を設けている。フランスでも同種の制度が設けられている。イギリスでも地方当局に演劇子役等の財産管理に関する命令を行う権限が定められている。これに対して、ドイツはこの問題に対する特別の制度をもっていないが、ヒアリングではその必要性を指摘する意見があった。

子役の財産に対する親権の濫用に対し、我が国の労働基準法第58条は、親権者又は後見人が未成年者の労働契約を代わって締結してはならないと規定し、同59条は、未成年者が独立して賃金を請求できること及び親権者又は後見人が未成年者の賃金を代わって受け取ってはならないことを規定している。

しかし、調査対象国の法制において、こうした規定は見あたらなかった。児童の財産に対する信託制度又は親権の行使の制限には、各国の親子関係に対する考え方の違いも伏在しており、単に労働保護法制だけにとどまらない問題であるが、児童の財産に対する親権濫用防止の一手段として、これらの国の対応を参考として日本においても検討すべき課題であろう。

報告書の目次

総論	調査研究の目的と成果
比較表	諸外国における年少者・演劇子役等の就業可能時間に係る法制の概要
	1. 年少者（満18歳未満）
	2. 演劇子役等（満15歳未満）
第1部	諸外国における年少者・児童の労働保護法制
第1章	アメリカにおける年少者・児童の労働保護法制
	第1節 連邦法上の規制
	第2節 カリフォルニア州
	第3節 ニューヨーク州
第2章	イギリスにおける年少者・児童の労働保護法制
	第1節 イギリスにおける児童・年少者に係る原則的規制
	第2節 イギリスにおける児童・年少者の興行における雇用に係る規制
第3章	ドイツにおける年少者・児童の労働保護法制
	第1節 ドイツにおける年少労働者保護法
	第2節 ドイツにおける満15歳未満の演劇子役等の労働保護に係る法制
第4章	フランスにおける年少者・児童の労働保護法制
	第1節 フランスにおける演劇子役等の就労における問題の所在
	第2節 フランスにおける年少者保護規制
	第3節 フランスにおける演劇子役等に対する規制
第2部	諸外国における演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響
第1章	アメリカにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響 —カリフォルニア州とニューヨーク州を中心に—
	第1節 演劇子役等の労働時間規制を規定する州法と実態の関係
	第2節 演劇子役等と教育、学習について
	第3節 演劇子役等の家庭生活
第2章	イギリスにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響
	第1節 実演産業の状況
	第2節 実演児童の就業に関する制度と運用
	第3節 教育と健康・家庭生活
第3章	ドイツにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響
	第1節 演劇子役等の就労の実態
	第2節 演劇子役等の教育と学習
	第3節 演劇子役等の健康・家庭生活
第4章	フランスにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響
	第1節 演劇子役等の就労に関する実態—パリ現地調査の結果から—
	第2節 演劇子役等の教育に関する実態
	第3節 演劇子役等と家庭生活に関する実態
参考資料	ヒアリング項目

労働政策研究報告書 No.62 サマリー

諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究

－演劇子役等に従事する児童の労働の実態－

発行年月日 2006年5月25日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(編集) 国際研究部 TEL 03-5903-6260

(販売) 広報部成果普及課 TEL 03-5903-6263

FAX 03-5903-6115

印刷・製本 ヨシダ印刷株式会社

© 2006

*労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)